

対象品目：全品目

規範項目

49

農業生産の維持・継続に向けた保険への加入

規範の必要性や背景

* 農業災害や農作業事故が起きてしまった場合、経営を維持し生活を守るために、各種保険等に加入しましょう。
一部の機械には、自賠責保険への加入が義務付けられているものもあります。

取組事項

- 農業災害が起きた場合、経営を維持するための備えとして、農業共済への加入を検討する。
- 農作業中に事故が起きてしまった場合に備え、労災保険や傷害保険等の各種保険の加入を検討する。
- 乗用型トラクターなどには自賠責保険への加入義務はないので、万が一に備え任意保険への加入を検討する。

解説

● 農業災害補償制度

農業災害補償制度は、国の農業災害対策として実施している公的な保険制度で、農業共済事業と呼ばれています。農業者の方が出し合った共済掛金を原資として、自然災害により被害に遭われた農業者の方に、被害程度に応じて共済金が支払われます。

災害が起きたときの被害の補償という点で、一般の保険では運営がしがたく、政策保険として運営されています。そのため、多数の農家が加入し危険の分散が図られ、制度が広く行き渡るように、一定規模以上の農家には加入を義務付けています。

詳しくはお近くの共済組合にお問合せ下さい。

* 茨城県農業共済組合連合会

〒310-0914 茨城県水戸市小吹町942番地

TEL：029-215-8881(代) FAX：029-215-8880

●労災保険 農業者のための特別加入制度について

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。次の3つの区分のいずれかの方が対象となります。

①特定農作業従事者

次の①～③の全てに該当する人をいいます。

- ①「年間の農業生産物（畜産及び養蚕に係るものを含む）の総販売額が300万円以上」または「経営耕地面積が2ヘクタール以上」の規模を有している。
- ②土地の耕作・開墾，植物の栽培・採取，家畜（家きん及びみつばちを含む）・蚕の飼育の作業のいずれかを行う農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）。
- ③次のアからオまでのいずれかの作業に従事する。
 - ア 動力により駆動する機械を使用する作業
 - イ 高さが2メートル以上の場所での作業
 - ウ サイロ，むろなどの酸素欠乏危険場所での作業
 - エ 農薬の散布作業
 - オ 牛，馬，豚に接触し，または接触するおそれのある作業

②指定農業機械作業従事者

農業者（農業者以外の家族従事者などを含む）であって，次の機械を使用し，土地の耕作や開墾または植物の栽培，採取の作業を行う人。

- ①動力耕運機その他の農業用トラクター
- ②動力溝掘機
- ③自走式田植機
- ④自走式スピードスプレーヤー
- ⑤自走式動力刈取機，コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦次の定置式機械または携帯式機械（動力揚水機，動力草刈機，動力カッター，動力摘採機，動力脱穀機，動力剪定機，動力剪枝機，チェーンソー，単軌条式運搬機，コンベア）

③中小事業主等

中小事業主等とは，農業の場合には常時300人以下の労働者を使用する事業主（事業主が法人の場合にはその代表者）及び労働者以外でその事業に従事する人。

なお，労働者を通年雇用しない場合であっても，1年間に100日以上，労働者を使用することが見込まれる場合を含む。

○労災保険の特別加入については，JAなどが加入申請の窓口となっている場合があるため，詳細については，近くのJAや茨城労働局に問合せてください。

◆参考情報

- ・農業災害補償制度のページ（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/
- ・農業者のための特別加入制度について（厚生労働省HP）
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>

◆関連法令等

- ・労働者災害補償保険法
 - ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
(総務省HP 法令データ提供システムで入手可能)
- ・農作業安全のための指針について（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/link10_1.pdf